

議案第141号

福岡市の区域内における糸島市道の設置に関する協議について

上記の議案を提出する。

令和元年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、糸島市が本市の区域内に市道の一部を設置することについて、糸島市と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市の区域内における糸島市道の設置に関する協議について

糸島市が本市の区域内に市道の一部を設置することについて、次の規約により糸島市と協議する。

福岡市の区域内における糸島市道の設置に関する規約

(市道の設置)

第1条 糸島市は、福岡市の区域内に糸島市道中川原島巡り線（以下「市道」という。）の一部を次のように設置する。

路線番号	路線名	区 間	道 路 の 区 域	
			敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
M1691	中川原島巡り線	福岡市西区大字宇田川原字 向川原38番1地先から 糸島市井田字宮ノ下118番 地先まで	1.73~3.54	42.30
		糸島市井田字宮ノ下135番 地先から 福岡市西区大字宇田川原字 向川原30番3地先まで	2.88~3.75	23.80

(市道の維持管理)

第2条 市道の維持管理は、糸島市が行うものとする。

(経費の負担)

第3条 市道の維持管理に要する経費は、糸島市が負担するものとする。

附 則

この規約は、協議成立の日から施行する。